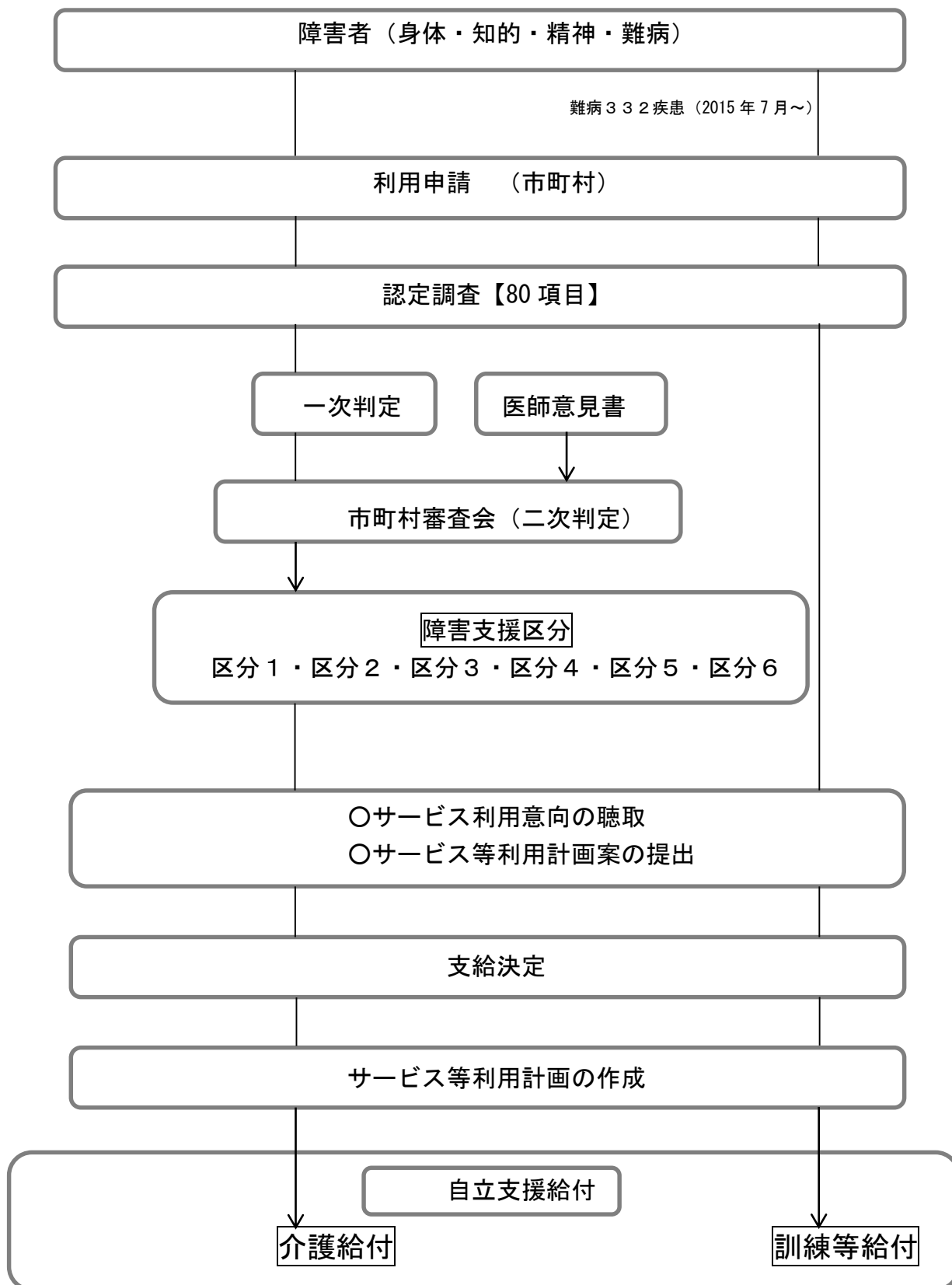


## 障害者総合支援法による福祉サービスについて

平成29年2月14日

弘前市健康福祉部 福祉政策課

### 1 サービス利用の流れ



障害者総合支援法は地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援します。

## 2 利用できるサービス

【介護給付】 障害支援区分が必要。区分等の条件によって利用できないサービスもある。

サービス名	内容
居宅介護	ヘルパーが自宅へ訪問し、入浴、排泄などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、通院等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいがあり、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動の介助など総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより外出が困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な介助を行います。
行動援護	知的障がい・精神障がいにより、危機回避が難しい方に、外出時ヘルパーが付き添い、危機回避のための必要な介助を行います。
重度障害者等包括支援	寝たきり等で常時介護を必要とする重度の障がいの方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。
短期入所	在宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設において入浴、排泄、食事の支援を行います。
療養介護	医療を必要とする方に常に介護が必要な場合、昼間に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。
生活介護	施設や事業所で、日中に食事や入浴などの介護や創作活動・生産活動の提供等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、主として夜間や休日、入浴、排泄、食事の支援を行います。

【訓練等給付】 障害支援区分不要。

サービス名	内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活を送れるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	居住の場を提供し、帰宅後における生活能力等の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	65歳未満の一般就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。
就労継続支援A型 就労継続支援B型	一般就労が困難な方に、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために訓練等を行います。 A型は、事業所と雇用契約を結んで生産活動を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居において、夜間や休日、相談や日常生活上の支援を行います。

## 【相談支援給付】

サービス名	内容
計画相談支援	特定相談支援事業所が、障害福祉サービスの利用について、総合的な方針をまとめた計画書（サービス等利用計画書）を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、地域に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者等に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

### 3 介護保険制度との適用関係

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになります。

介護保険の訪問介護等のサービスを支給限度基準額まで受けていても、なお障害固有のニーズに基づくサービスが特に必要と認められる場合に限り、障害者制度の居宅介護での身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助等を利用することができます。

障害固有のニーズとは、障害に起因するもので、日常生活上、継続的な支援を必要としていることを指します。重度脳性まひ、脊髄損傷者などの全身性障害者、コミュニケーション援助等固有のニーズに基づくサービスが必要であると認められる聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者及び精神障害者などがあてはまります。

障害福祉サービスでの支給量基準は支給量を一律に担保するものではなく、実際の支給量は必要なサービスを精査して支給します。

介護保険での支給量が不足な場合は、現在の状態に見合った介護度が出ていないことも考えられるので、区分変更をすることが必要と考えます。

曜日の関係や短期入院等の関係で結果として介護保険の単位数に余剰が生じた場合、介護保険の支給限度基準額を満たすだけのためにあえて単位数を調整する必要はありません。

（障害者制度居宅介護で提供したものを、後から介護保険制度訪問介護で請求することは適切ではありません。）

（例）介護保険で通院介助を1時間×2回、障害福祉サービスで通院等介助を1時間×2回支給されている。短期間入院したため、介護保険では通院が1回キャンセルとなり、1回しか利用しなかった。障害では2回利用したが、「介護保険が優先なので」2回のうち1回を介護保険の利用として請求した。

介護保険制度訪問介護と障害者制度の居宅介護等では、提供できるサービス内容に違いがあります。

例えば、介護保険制度では、通院の支援は身体介護（場合により通院等乗降介助）で提供できますが、障害者制度の居宅介護等では、身体介護ではなく、「通院等介助」によるサービス提供となります（場合により通院等乗降介助）。

40～64歳で「16の特定疾病」に該当者のうち、生活保護を受給している方について、障害福祉サービスの利用が優先となりますが、介護保険にしかないサービスの利用を希望するなど、状況によっては優先されるサービスが異なりますので、ご確認ください。

障害福祉サービスの利用者が65歳になり、介護保険サービスに移行した際は、利用者負担が1割となることを説明してください。

介護保険サービスの利用だけで、障害福祉サービスを利用していない場合、障害支援区分認定の更新は不要です。

	介護保険	障害者総合支援法
保険者（実施主体）	市町村	市町村
被保険者（対象者）	○第1号被保険者 65歳以上 ○第2号被保険者 40～65歳の医療保険加入者	○障害者 18歳以上の身体・知的・精神障害者 ○障害児 18歳未満の身体・知的・精神障害者 ○難病等患者
申請先	市町村	市町村
調査項目	74項目	80項目
審査会	介護認定審査会	市町村審査会
認定	要支援1～要介護5の「7区分」	区分1～区分6の「6区分」
ケアマネジメント	居宅介護支援事業所、地域包括支援センターによるケアマネジメント	特定相談支援事業所等によるケアマネジメント

## 4 通院等介助の取り扱いについて

障害福祉サービスの居宅介護には、①身体介護、②家事援助、③通院等介助、④通院等乗降介助があります。

- ① 身体介護とは、安全かつ清潔に毎日の生活を送ることができるよう、利用者の身体に直接援助を行うものです。その援助に伴う必要な準備、後片付け等の一連の行為を含みます。
- ② 家事援助とは、身体介護以外の掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に支援するものです。
- ③ 通院等介助は、通院及び官公署への相談・手続のために利用するものです。
- ④ 通院等乗降介助は、ヘルパー自らの運転する車両への乗車または降車の介助を行うこと。また、あわせて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動の介助、通院先や外出先での受診の手続や移動の介助を行うことです。外出先の範囲は、通院等介助と同じです。

③通院等介助、④通院等乗降介助を利用するためには、障害支援区分が『区分1』以上であることが要件となっています。

また、④通院等介助は身体介護を伴わないもの、身体介護を伴うものがあり、身体介護を伴うものに関しては、次の要件にすべて該当する方が利用できます。

- ・ 障害支援区分が2以上
- ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。
- （ア）「歩行」 「3. できない」
- （イ）「移乗」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- （ウ）「移動」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- （エ）「排尿」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
- （オ）「排便」 「2. 見守り等」、「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

③通院等介助の最小単位は30分、以降30分、④通院等乗降介助は最小単位1回となっています。

介助や見守りをしていない単なる待機時間は算定することができません。また、ヘルパー自らが運転する車両に乗車している時間も、算定できません。

## 5 その他

- ① 「居宅介護における身体介護が中心である場合、」や「家事援助が中心である場合」の所要時間を満たしていない事例

(例) 服薬確認のため、服薬時の見守りを5分程度行ったので、身体介護を30分未満で請求した。

→障害福祉サービスの居宅介護では、「所要時間30分未満の場合」で算定する場合の所要時間は20分程度以上としており、所要時間とは、実際に居宅介護を行った時間をいうものです。

よって、この事例では、20分以上介助に時間がかかっていないため、不正請求とみなします。

- ② 介護保険の区分支給限度に達していないが、障害福祉サービスの通院等介助を利用する事例

(例) 要介護2…区分支給限度基準額19,616単位  
介護保険サービスの単位数16,182単位 } 3,434単位残っている。

区分支給限度に達していないが、障害福祉サービスの通院等介助を利用している。

→介護保険サービスと障害福祉サービスの両方が利用できるときは介護保険優先となります。この場合、残っている単位で介護保険サービスの区分支給限度単位数まで利用してもらいます。

- ③ 介護保険サービスを限度額いっぱい利用し、さらに障害福祉サービスでも同程度のサービス量を利用している事例

(例) 要介護4…区分支給限度基準額30,806単位  
介護保険サービス費用 30,406単位 }  
障害福祉サービス費用 29,400単位 } 合計 59,806  
\*利用者1人に約600,000万円の介護給付

→基本的には、

障害支援区分の標準支給量に基づいた利用時間 - 介護保険の利用時間  
= 居宅介護の支給決定時間 です。

(例) 区分6 42時間 - 40.75時間 = 1.25時間

→介護保険で利用しているサービス量を精査し、不足分を確認したうえで決定しています。区分の上限時間数ぎりぎりまで、利用できるというものではありません。

→今後、居宅サービス計画書または予防サービス支援計画書の他に、必ずサービス利用票及びサービス利用票別表を提出してもらいます。